

## 令和6年度第2回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年9月2日（月）  
午後1時30分開会、午後2時30分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室
- 3 出席者 ・委員 岡田康正委員長、木實涼子職務代理  
杉沢文隆委員、友田賢司委員（欠席委員なし）  
・事務局 山口事務局長、桐谷副主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数  
傍聴定員5人、傍聴人数なし

### 5 議題

日程第1 会議録署名人の指名について

杉沢委員とする。

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者  
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

#### ①説明

岡田委員長）事務局に説明を求める。

桐谷副主査）事務局の桐谷です。議案第1号の選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数の確定について、ご説明いたします。議案第1号の別紙資料をご覧ください。内容は資料のとおりで、令和6年6月3日現在の選挙時登録者数54,367人に対し、登録者が804人、抹消者が802人で、今回の登録者数は2人増の54,369人となっております。ご説明は以上です。

#### ②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

## 議案第 2 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

### ①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

桐谷副主査) 内容は資料のとおりで、資料に記載の 3 名の方が国外より転入し 4 か月を経過したことから、在外選挙人名簿より抹消するものです。

本抹消により、在外選挙人登録者は男性 7 名、女性 9 名、計 16 名となります。

### ②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

## 議案第 3 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

### ①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

桐谷副主査) 国外転出したものが国の選挙の際に投票を行うため、在外選挙人名簿に登録するもので、今回は公職選挙法第 30 条の 5 の規定により領事館を通じて申請があったものです。

公職選挙法施行令第 23 条の 5 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格について、本籍地の市区町村に照会をした結果、被登録資格を有する者であったことから、公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録しようとするものです。

本登録により、在外選挙人登録者は男性 8 名、女性 9 名、計 17 名となります。

### ②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

## 議案第 4 号 登録の移替えの延期を定めることについて

### ①説明

岡田委員長) 事務局に説明を求める。

桐谷副主査) 公職選挙法施行令第 17 条の規定により、住所・投票区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が終わる日の前 60 日からその選挙期日までは、移し替えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっております。

今回の袖ヶ浦市長及び市議会議員補欠選挙ですと任期が 11 月 2 日であり、その 60 日前の 9 月 3 日から選挙期日の 10 月 27 日までは、移し替えを延期することができます。

しかしながら、移し替えをしないということは、転居しても前の投票区で投票を行わなければならないため、この期間が短い方が利便性は向上します。

本選挙では、入場券の作成を令和 6 年 9 月 23 日までの情報で行うことから、それ以降は移し替えをしないこととし、令和 6 年 9 月 24 日から令和 6 年 10 月 27 日までを登録の移替えを延期する期間とするものです。

### ②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の結果について
- ・ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙に伴う今後の委員会予定について